

別表 1

事業		上限額	対象経費
本部・支部 活動拠点 経費	事業費	別表2のとおり	<p>補助事業の管理に必要な次に掲げる経費（※）</p> <p>職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金（基本給）、諸謝金（特別給与）、諸謝金（諸手当）、賃金（基本給）、賃金（特別給与）、賃金（諸手当）、研修費、訓練委託費、雑役務費</p>
高齢者活用・ 現役世代雇用 サポート事業		別表2のとおり	<p>高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の実施に必要な次に掲げる経費（※）</p> <p>旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金（基本給）、諸謝金（特別給与）、諸謝金（諸手当）、賃金（基本給）、賃金（特別給与）、賃金（諸手当）、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、研修費、訓練委託費、雑役務費</p>
地域就業機会 創出・拡大事業		別表2のとおり	<p>地域就業機会創出・拡大事業の実施に必要な次に掲げる経費（※）</p> <p>旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金（基本給）、諸謝金（特別給与）、諸謝金（諸手当）、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、研修費、訓練委託費、雑役務費</p>

※活動拠点での事業実施に必要な経費を含む。

「補助上限額」

シルバー事業にかかる補助金については、大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金交付申請書に添付される事業計画書の審査を行い、次の1～3の項目ごとに示された金額を上限とする。

1 本部・支部活動拠点経費

【事業費】

センターの各活動拠点（本部・南部・北部・西部）において実施する就業機会の拡大、会員の拡大、職域の拡大、事業の基盤拡大、安全・適正就業推進等にかかる経費について、1箇所あたり7,329千円を上限とする。

【上限額の加算】

- ・更なる会員拡充に向け、区分に応じた運営費補助単価限度額について、以下のとおり、補助年度前年の11月末日の会員数を前々年同日に比べて増加させた割合（小数点第4位以下切り捨て）に応じて加算する。

(1) 会員数の増加割合に応じた加算額（単位：千円）

会員増加割合	3.9%未満	3.9-4.4%	4.5-5.0%	5.1-5.7%	5.8%以上
加算額	0	800	900	1,000	1,200

- ・更に、特に女性会員獲得に向け、区分に応じた運営費補助単価限度額について、以下のとおり、補助年度前年の11月末日の女性会員数を前々年同日に比べて増加させた割合（小数点第4位以下切り捨て）に応じて加算する。

(2) 女性会員数の増加割合に応じた加算額（単位：千円）

女性会員増加割合	2.0%未満	2.0-2.2%	2.3-2.5%	2.6-2.8%	2.9%以上
加算額	0	60	100	200	400

- ・更に、直近の取組のみならず、継続的な会員確保の取組により顕著な実績をあげている活動拠点の取組を推進する観点から、平成30年度における粗入会率（60歳以上人口における会員数の割合）が全国平均である1.7%の倍（3.4%）以上である活動拠点にあつては、区分に応じた運営費補助単価限度額について、以下の額を加算する。

(3) 高い入会率を維持している場合の加算（単位：千円）

加算額
500

- ・更に、安全就業を促進する観点から、平成30年度における度数率（100万時間当たりの事故発生数に基づく災害率）、強度率（1,000時間当たりの災害によって失われた損失日数に基づく事故の危篤さを示す災害率）ともに0であった活動拠点にあつては、区分に応じた運営費補

助単価限度額について、以下の額を加算する。

(4) 安全就業に関する成果が顕著な場合の加算額 (単位：千円)

加算額
300

・更に、各地の多種多彩な取組の横展開や好事例の共有及び事務局機能の向上を図る観点から、連続する期間が1ヵ月以上の出向又は連続する期間が5日以上研修を他連合本部及び活動拠点間で実施する場合、受け入れ先、送り出し先、いずれにも区分に応じた運営費補助単価限度額について、以下の額を加算する。

(5) 他連合・拠点間での出向又は研修を実施する場合の加算 (単位：千円)

	出向	研修
加算額	500	100

2 高齢者活用・現役世代サポート事業

人手不足分野・現役世代を支える分野で高齢者に就業する機会を提供し、高齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持・増進、企業の人手不足の解消、地域社会の維持・発展等を推進する事業にかかる経費について、次のとおり補助単価限度額を決定する。

別表3-2により、活動拠点の補助年度前年の11月末日の会員数に基づき算出した得点と、活動拠点の補助年度前年の4月1日から11月末日までの就業延人員数(派遣事業分)の実績からの年度推計値に基づき算出した得点、及び活動拠点の補助年度前年の4月1日から11月末日までの高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第39条第1項の指定を受けた業種及び職種の就業延人員数(派遣事業分)の実績(週20時間以上の就業に限る。)からの年度推計値に基づき算出した得点、及び活動拠点の4月1日から11月末日までホワイトカラー向け職種の就業延人員数(派遣事業分)の実績から年度推計値に基づき算出した得点の合計に基づき、別表3-1により算出した補助単価限度額。

本事業は本部の申請書にのみ計上し、支部の申請書には計上しないこととする。

3 地域就業機会創出・拡大事業

本市及び地域の商工団体等と連携して、地域企業の雇用問題の解決や、地域経済・社会の振興等につながる新たな就業機会を創造し、地域における高年齢者の就業機会の創出・拡大を推進する事業にかかる経費について、提案された事業1件につき、事業運営費4,000千円を上限とする。

補助対象期間は最大3年度とし、毎年度採択事業ごとに事業評価を行い、当該評価結果に基づき、翌年度の補助の可否を決定するものとする。